

助成事業名	ちば地域産業創出実証プロジェクト補助金
-------	---------------------

国補・県単別	県単	分類	6-1	県担当課	経済政策課	室	政策室	内線	2703
事業実施主体	県内中小企業を含む複数事業者(市町村・大学・企業等)による連携体			関係省庁名					

事業の目的・概要	地域の特性や地域資源を活かした地域産業の創出に向けて、様々な分野で中小企業や大学等の多様な主体が連携して取り組む実証実験を支援するため、幅広い分野のアイデアを募集し、他の地域への波及効果が高い事例等を対象として助成します。		補助対象事業	○補助対象事業	留意事項	補助金交付決定にあたり、外部有識者からなる審査会を開催し、審査会の答申を踏まえ採択事業を決定します。	
	根拠法令等	ちば地域産業創出実証プロジェクト補助金交付要綱		○補助対象団体		○道の駅を拠点とした外国人「日本ファン」と市民と一緒に作る南房総インバウンド歓迎プロジェクト(南房総市)	
申請時期・手続き等	4	公募開始	補助対象事業・補助基準等	○補助対象事業	事例等	○道の駅を拠点とした外国人「日本ファン」と市民と一緒に作る南房総インバウンド歓迎プロジェクト(南房総市)	
	5	公募締切		○補助対象事業		○農産物から財獣へ。いのちの循環を知る「土に還る展」プロジェクト(館山市)	
	6	補助金交付決定		○補助対象事業		○白子町をモデルとしたサーキュラーエコノミー産業創出プロジェクト(白子町)	
	7			○補助対象事業		○農業分野における他産業パイロットによる運航支援や遠隔制御によるドローン活用の実現(千葉市)	
	8			○補助対象事業		○「食」を通じた地域活性化DX連携事業(九十九里町)	
9	実績報告	補助率・額	○補助率	備考	対象市町村等数	54	
10			補助対象経費の4/5以内		実施市町村等数(6年度)	4	
11			○上限額		令和7年度当初予算額		
12			10,000千円/件		50,000千円		
1			補助金額の確定				
2	補助金交付						

助成事業名	ちば起業家応援イベント開催支援事業補助金
-------	----------------------

国補・県単別	県単	分類	6-2
事業実施主体	千葉県		

県主管課	経営支援課	室	経営支援班	内線	2712
関係省庁名					

事業の目的・概要	県内各地の起業機運の高まりを促進するため、市町村が実施する起業支援イベントへ補助する。		補助対象	【補助対象者】 県内の市町村	留意事項	留	
	根拠法令等	千葉県補助金等交付規則		【補助対象事業】 県内で開催される地域の起業家の支援を目的とするイベントで、次の①～②のいずれにも該当するもの。 ①補助事業者が主催し、又は共催する事業 ②「起業家によるビジネスプランのプレゼンテーション」と「起業家と先輩起業家・支援機関等との交流会」の両方を実施するもの			
申請時期・手続き等	4		事業・補助基準等		事例等	令和6年度実施市町村 ・千葉市 ・市原市	
	5						
	6	申請受付開始					
	7						
	8	申請受付締切り 交付決定					
	9						
	10						
	11						
	12					対象市町村等数	54
	1					実施市町村等数（6年度）	2
	2		補助率・額	【補助率】 10/10	備考		
	3			【補助上限額】 1団体当たり100万円			
	4	実績報告受付締切り 交付額確定 交付請求書受付 補助金交付					
	5						

助成事業名	立地企業補助金（空き公共施設整備事業）
-------	---------------------

国補・県単別	県単	分類	6-3
事業実施主体	市町村		

県主管課	企業立地課	室	企画・誘致推進班	内線	2444
関係省庁名					

事業の目的・概要	県内への企業立地を促進することにより、経済の活性化と雇用の確保を図るため、県内への企業誘致のインセンティブとして立地企業及び産業用地の整備等に係る支援を行う市町村に対し補助金を交付する。		補助対象事業・補助基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助の要件</li> <li>・改修対象となる空き公共施設が特定振興地域の区域内にあること。</li> <li>・改修対象となる空き公共施設に立地する企業が決定していること。</li> <li>・市町村と立地企業との間で、改修対象となる空き公共施設の賃貸借契約又は使用貸借契約が締結されていること。</li> <li>・改修対象となる空き公共施設について、当該補助金の交付を受けていないこと。</li> </ul>	留意事項
	根拠法令等	千葉県立地企業補助金交付要綱			
申請時期・手続き等	4	※申請は随時（参考例）改修計画の申請 ※申請は、改修工事着工前に行う必要がある。	補助率・額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助額 空き公共施設の改修工事費の1/2</li> <li>○補助限度額 1,500万円</li> </ul>	事例等
	5	改修計画の認定 工事着工			
	6				
	7				
	8				
9					
10	工事完了（操業開始）				
11					
12					
1	補助金の交付申請 補助金の交付決定 実績報告 補助金の額の確定 補助金交付				対象市町村等数 ※
2					実施市町村等数（6年度） 1
3	事業状況報告				
4					
5					
					令和7年度当初予算額 1,033,000千円 （企業向けも含めた立地補助金全体の予算額） ※補助要件に該当するもの

助成事業名	立地企業補助金（産業用地整備事業）
-------	-------------------

国補・県単別	県単	分類	6-4
事業実施主体	市町村		

県担当課	企業立地課	室	産業用地整備支援室	内線	2749
関係省庁名					

事業の目的・概要	県内への企業立地を促進することにより、経済の活性化と雇用の確保を図るため、県内への企業誘致のインセンティブとして立地企業及び産業用地の整備等に係る支援を行う市町村に対し補助金を交付する。		留意事項			
	根拠法令等	千葉県立地企業補助金交付要綱		補助対象事業・補助基準等		
申請時期・手続き等	4	※申請は随時（参考例）整備計画の申請 ※申請は、公共基盤施設の着工前に行う必要がある。	事例等		令和元年度	制度創設
	5	整備計画の認定		令和元年度	(0件)	
	6	工事着工		令和2年度	(0件)	
	7	補助金の交付申請		令和3年度	(1件) 柏市	
	8	補助金の交付決定		令和4年度	(1件) 柏市	
	9			令和5年度	(1件) 柏市	
	10			令和6年度	(1件) 柏市	
	11			対象市町村等数	※	
	12			実施市町村等数（6年度）	1	
	1	実績報告 補助金の額の確定 補助金交付		補助率・額	令和7年度当初予算額	
	2				1,033,000千円	
	3				(企業向けも含めた立地補助金全体の予算額)	
4	※対象市町村数は、県内全市町村					
5						

○補助の要件

- ・事業の採算性が確認できること。
- ・工場等に供する用地が、次に掲げるいずれかの区域内に存すること。
  - ア 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第三条第一項の規定により作成された工場立地調査簿に記載された工場適地の区域
  - イ アに準じるものとして知事が特に認める用地の区域
  - ウ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和四十六年法律第百十二号)第五条第一項に規定する実施計画において定められた産業導入地区の区域
  - エ その他、企業誘致に資するものとして知事が特に認める区域
- ・製造業及び自然科学研究所の工場等の誘致を目的とした用地面積が、産業用地整備事業に係る全体用地面積から公共基盤施設の用地面積を控除した面積の二分の一以上であること。

（「流通加工業の用に供する施設」については、令和12年3月31日までの経過措置を設け、補助対象から除く）

- ・県によるその他の補助金の交付を受けていない公共基盤施設であること。

令和7年度当初予算額  
1,033,000千円  
(企業向けも含めた立地補助金全体の予算額)  
※対象市町村数は、県内全市町村

助成事業名	立地企業補助金（産業用地可能性調査事業）
-------	----------------------

国補・県単別	県単	分類	6-5
事業実施主体	市町村		

県担当課	企業立地課	室	産業用地整備支援室	内線	2749
関係省庁名					

事業の目的・概要	県内への企業立地を促進することにより、経済の活性化と雇用の確保を図るため、県内への企業誘致のインセンティブとして立地企業及び産業用地の整備等に係る支援を行う市町村に対し補助金を交付する。		補助対象事業・補助基準等	<p>○補助の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の都市マスタープラン等と適合していること又は今後適合することが見込まれること。</li> <li>・主に製造業または自然科学研究所の誘致を目的とした用地に係る調査であること。</li> <li>・これまでに当該補助金の交付を受けていない箇所であること。</li> </ul>	留意事項	
	根拠法令等	千葉県立地企業補助金交付要綱				
申請時期・手続き等	4	※申請は随時（参考例） 調査計画の申請 ※申請は、調査業務の着手前に 行う必要がある。	補助率・額	<p>○補助額</p> <p>次の各号に掲げる調査費の二分一</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業採算性の検証</li> <li>・企業の立地ニーズ</li> <li>・地権者調査</li> <li>・その他事業化に向けて必要な調査</li> </ul> <p>○補助限度額 500万円</p>	備考	
	5	調査計画の認定				
	6	調査業務着手				
	7	補助金の交付申請				
	8	補助金の交付決定				
	9					
	10					
	11					
	12					
	1	実績報告				令和7年度当初予算額 1,033,000千円 (企業向けも含めた立地補助金全体の予算額) ※対象市町村数は、県内全市町村
	2	補助金の額の確定				
	3	補助金交付				
4						
5						
		対象市町村等数	※			
		実施市町村等数（6年度）	1			

助成事業名	千葉県伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金
-------	-----------------------

国補・県単別	県単	分類	6-6	県主管課	観光政策課	室	旅行業振興班	内線	2416
実施事業主体	市町村			関係省庁名					

事業概要	千葉県の風土と生活の中で育まれ、受け継がれてきた伝統的工芸品の産業の振興を図るため、市町村が行う千葉県伝統的工芸品産業後継者養成事業に要する経費について、当該市町村に対し、補助金を交付する。	補助対象事業・補助基準等	1 補助対象経費 後継者養成事業に要する経費 内容 (1) 研修費 ア 研修講師謝金 イ 養成期間中の賃金 (2) 教材費	留意事項		
	根拠法令等		千葉県伝統的工芸品産業後継者養成事業補助金交付要綱			
申請時期・手続き等	4 実績報告 (前年度分) 交付申請 交付決定	補助率・額	上欄2 補助率のとおり	事例等	令和3～6年度実施市町村 実施なし	
	5		対象市町村等数		54	
	6		実施市町村等数 (6年度)		—	
	7		備考	令和7年度当初予算額 300千円		
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	1 実績報告 確定					
	2					
	3					
4						
5						

助成事業名	観光地魅力アップ整備事業
-------	--------------

国補・県単別	県単	分類	6-7	県主管課	観光政策課	室	旅行業振興班	内線	2416
事業実施主体	市町村 民間事業者等(民間企業の場合は中小企業に限る)			関係省庁名					

事業の目的・概要	国内外から本県を訪れた多くの方々の満足度を高め、再訪意欲及び消費行動を促すため、快適で利便性の高い観光地の受入環境の整備に要する経費の一部を助成する。		補助対象施設 観光公衆トイレ、駐車場(一体で整備される付随設備(自転車用駐輪設備等、施設機能の強化に資するもの)を含む)、観光案内板、観光案内所、観光誘客に効果のある照射設備、サイクルステーション。	留意事項 ・県の他の補助金等が交付される事業は除く。 ・県の補助金等により整備・改修した施設については、当該補助制度に規定する耐用年数等を超過していないものは補助の対象外とする。		
	根拠法令等	観光地魅力アップ整備事業補助金交付要綱			補助対象団体 ・市町村 ※市町村以外の者が整備する場合は市町村を通じた間接補助	事例等 令和3年度実施市町村等 7市、4町 令和4年度実施市町村等 9市、3町 令和5年度実施市町村等 13市、5町 令和6年度実施市町村等 (交付決定件数(R7.2現在)) 5市、1町、1村 【整備例】 ・案内板、誘導板(我孫子市) ・浜公衆トイレ(御宿町) ・一松海岸駐車場(長生村)
申請時期・手続き等	4	補助金交付申請	補助率等 ①市町村施設 1/2以内 ②民間施設 2/3以内 ※市町村の上乗せ補助(補助率は2分の1以上)がある場合に限る。 補助限度額 ①公衆トイレ等(1整備あたり) ・市町村施設:7,500千円 ・民間施設:4,000千円 ②観光案内板(1基あたり) 1,000千円	対象市町村等数	54	
	5	補助金交付決定		実施市町村等(6年度)	7	
	6	状況報告		令和7年度当初予算額		80,000千円
	7					
	8					
9	実績報告 補助金額の確定 補助金交付					
10						
11						
12						
1						
2						
3						
4						
5						

助成事業名	ちばワーケーション受入体制強化事業補助金 (ちばワーケーション受入促進事業)
-------	---

国補・県単別	県単	分類	6-8	県担当課	観光政策課	室	新たな観光推進室	内線	3492
事業実施主体	市町村・観光関連団体等			関係省庁名					

事業の目的・概要	首都圏にありながら風光明媚で温暖な本県は、ワーケーション誘致を成功させるポテンシャルを秘めていることから、ワーケーション実施場所として選ばれる魅力ある地域を作るため、新たに本県での実施目的となるワーケーションプログラムの作成やワーケーションイベントの実施など、地域でよりワーケーションを目的に来訪しやすい仕掛けを作成し、地域で連携して受入を実施する場合に必要な経費等について支援します。			補助対象団体 1 市町村 2 観光協会等、地域における観光振興を目的に設置された団体 3 地域におけるワーケーションの受入に継続的に取り組む宿泊事業者等の同業団体 4 地域におけるワーケーションの受入に継続的に取り組むことを目的として、宿泊施設の事業者を含む、地域におけるワーケーションの受入環境を構築するために必要な施設の事業者等で構成された団体	補助率 ・補助対象事業 1①②③、2、3 対象経費の2/3 ・補助対象事業 1④ 対象経費の1/2 補助上限額 ・単独の市町村で実施 10,000千円 ・複数の市町村が連携して実施 15,000千円	留意事項		
	根拠法令等	ちばワーケーション受入体制強化事業補助金交付要綱						
申請時期・手続き等	4	補助金交付申請	補助対象事業・補助基準等	補助対象事業 1 地域で連携した受入体制を構築する費用 ① プログラムの作成に要する経費 ② コーディネーター等の人材育成に要する経費 ③ 地域におけるワーケーションの受入環境の情報を発信するために要する経費 ④ ①を実施する場合に必要と認めるもので、ワークスペースの改修や備品の購入等 2 ワーケーションの実施を検討する企業等と連携したモデル事業の実施経費 3 受入体制を強化するための勉強会等の開催経費	事例等	令和4年度実施市町村等 3市町内の3団体 (富津市、鴨川市、神崎町の3つの民間事業者団体に補助を実施)  令和5年度実施市町村等 3市町内の4団体 (君津市に対する補助及び南房総市(2団体)、成田市(1団体)の3つの民間事業者団体に補助を実施)  令和6年度実施市町村等 4市町内の6団体 (館山市に対する補助及び南房総市(3事業者)、鴨川市、大多喜町(各1事業者)の5つの民間事業者団体に補助を実施)		
	5							
	6							
	7	補助金交付決定					対象市町村等数	54
	8	状況報告					補助対象施設 市町村 市町村が所有又は管理する施設(職員の執務場所を除く。)であって、ワーケーションの受入促進に資する施設 観光協会等 団体又は当該団体の構成員が所有又は管理する施設であって、ワーケーションの受入促進に資する施設	実施市町村等数(6年度)
9	実績報告 補助金額の確定 補助金交付		備考	令和7年度当初予算額 50,000千円				
10								
11								
12								
1								
2								
3								
4								
5								

助成事業名	観光コンテンツ高付加価値化促進事業
-------	-------------------

国補・県単別	県単	分類	6-9	県担当課	観光政策課	室	新たな観光推進室	内線	3492
事業実施主体	市町村、観光関連団体（DMO、観光連盟、観光協会等）、法人（会社、公益社団法人、NPO法人等）、その他知事が認める団体			関係省庁名					

事業の目的・概要	中長期的な観光需要の拡大を図るため、市町村や観光に携わる民間事業者等が実施する、継続性のある広域的な取組に対し、経費の一部を助成します。		補助対象事業・補助基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助対象事業</li> <li>・新たな観光コンテンツの開発</li> <li>・既存観光コンテンツの磨き上げ（上記事業に付随するイベント、情報発信、プロモーション等も対象となります。）</li> <li>※毎年継続的に実施しているイベントや継続的な取組に寄与しない単発のイベントは補助対象外となります。</li> <li>○補助要件</li> <li>・市町村域を越えた広域的な取組であること。</li> <li>・継続性が見込まれる事業であり、将来的に行政からの補助金等に頼らず自走していくことが可能となる取組であること。</li> <li>・宿泊客の増加や観光消費額の拡大につながる取組であること。</li> <li>○補助対象団体</li> <li>市町村、観光関連団体（DMO、観光連盟、観光協会等）、法人（会社、公益社団法人、NPO法人等）、その他知事が認める団体</li> </ul>	留意事項	補助金交付決定にあたり、外部有識者からなる審査会を開催します。審査会の答申を踏まえ決定するため、その審査結果によっては対象事業であっても採択事業とならない場合があります。			
	根拠法令等	観光コンテンツ高付加価値化促進事業補助金交付要綱				事例等	令和3～6年度実施市町村実施なし		
申請時期・手続き等	4	公募開始	補助率・額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助率</li> <li>補助対象経費の3分の2以内</li> <li>ハード整備は原則対象外とするが、コンテンツ開発に密接に関連し、必要不可欠なものに限っては、対象経費と認めることがあり、その補助率は、2分の1以内（上限額は、10,000千円）</li> <li>○上限額</li> <li>予算の範囲内（令和7年度予算：100,000千円）</li> </ul>	備考		対象市町村等数		54
	5	公募締切				実施市町村等数（6年度）		—	
	6	補助金交付決定				実績報告 補助金額の確定 補助金交付 ※債務負担行為を設定しているため、翌年度においても事業実施が可能。			
	7								
	8								
9	実績報告 補助金額の確定 補助金交付 ※債務負担行為を設定しているため、翌年度においても事業実施が可能。								
10									
11									
12	実績報告 補助金額の確定 補助金交付 ※債務負担行為を設定しているため、翌年度においても事業実施が可能。								
1									
2									
3	実績報告 補助金額の確定 補助金交付 ※債務負担行為を設定しているため、翌年度においても事業実施が可能。								
4									
5									